

新型コロナウイルス感染症と予防接種に関する情報や  
懸念について国民により一層の周知を行うことを求める  
意見書

新型コロナウイルス感染症については、令和5年（2023年）5月に新型インフルエンザ等感染症（2類相当）から季節性インフルエンザと同等の5類感染症に変更となった。一方で、新型コロナウイルスワクチンについては、令和6年（2024年）時点においても接種後の副反応疑いが報告されており、予防接種健康被害救済制度による認定件数は増加し続けている。こうした状況について、国はホームページで公表なども行っているが、国民に対し情報の更なる発信が求められる。

また、今秋からは、高齢者等を対象とした定期接種が実施される予定であり、新たにs a - m R N A ワクチン（自己増殖型m R N A ワクチン）の使用も予定されており、ワクチン接種によって期待される効果と中・長期的な副反応等の懸念について、国民に対しより一層の周知が不可欠である。

国民が感染症対策や予防接種について適切に判断できるようにするためには、感染症の情報、予防接種によって期待される効果と懸念、また検証結果について、国民への情報提供が不可欠である。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、国民の生命及び健康を守るため、下記の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の重症化率等について、より正確な情報を周知すること。
- 2 新型コロナウイルスワクチン接種後の健康状態や感染状況の有無等を調査し公表すること。
- 3 副反応疑い報告や予防接種健康被害救済制度について、本人や保護者が理解できるよう情報提供を行うこと。
- 4 新しいワクチンの効果や懸念について、国民に対しより一層の情報提供を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月2日

吹 田 市 議 会

【送付先】

内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
衆議院議長  
参議院議長